

三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付要綱

平成23年 6月 8日市長決裁
平成24年 2月28日一部改正
平成24年 5月17日一部改正
平成25年 3月 1日一部改正
平成27年11月26日一部改正
平成30年 1月12日一部改正
令和 2年 4月 1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の住宅への太陽光発電システム等の導入を促進することにより、地球温暖化問題の解決への貢献と持続可能な社会づくりの推進を図るため、太陽光発電システム等を設置する者に対し、予算の範囲内で三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三郷市補助金等の交付規則（昭和53年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、個人の居住用の新築又は既存住宅（以下「住宅」という。）に、別表に定める設備（以下「補助対象設備」という。）を設置するものとする。

2 補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。ただし、初めて蓄電システムのみに係る補助金の交付を受けようとする場合は、その限りではない。

2 補助対象となる住宅は、1申請につき1棟とし（全体として1棟とみなすことができる複数棟のものを含む。）、店舗等併用住宅については、居住用部分の床面積が総床面積の2分の1以上を占めるものに限る。

(補助金額)

第3条 前条の補助対象設備に係る補助金の額は、別表に定めるものとし、その金額の合計は、12万円を上限とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号（補助対象者が初めて蓄電システムのみに係る補助金の交付を受けようとする場合は、第4号を除く各号）に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 自らが居住するために所有する市内の住宅（当該住宅が共有名義の場合

にはすべての共有者の同意が得られているものとする。)に、補助対象設備を設置すること。

(2) 申請年度内に市内に住所を有する者（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する市内に居住する避難住民を含む。）であること。

(3) 市税を完納していること。

(4) この要綱による補助金を交付されたことがないこと。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、補助対象設備の設置工事に着手する前に、三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置場所を示す案内図及び着工前の現状写真

(2) 補助対象設備の規格等がわかるカタログ

(3) 補助対象設備の設計図及び費用の内訳がわかる見積書の写し

(4) 市税を滞納していないことが証明できる書類（市税納付状況調査同意書（様式第2号）を含む。）

(5) 住民票の写し

(6) 建物に係る登記事項証明書（登記簿謄本）又は、建築に係る建築確認済証若しくは完了検査済証等書類

(7) 共有名義の場合、共有者の同意書

(8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定に係る内容を変更しようとするときは、三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 補助決定者は、当該交付決定に係る内容を中止し、又は廃止しようとするときは、三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金計画（中止・廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金計画変更等（承認・不承認）決定通知書（様式第6号）により、補助決定者に通知するもの

とする。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、補助対象設備の設置工事の完了後30日以内又は補助金の交付申請年度の3月16日のいずれか早い日までに、三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置状態(施工中及び完成時)を示す写真
- (2) 補助対象設備に係る経費の内訳が明記されている契約書の写し
- (3) 補助対象設備の設置工事に要した費用の領収書の写し
- (4) 補助対象設備の保証書の写し(太陽光発電システムを除く)
- (5) 太陽光発電システムに係る補助対象設備を設置した場合には、電力会社との電力受給契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の交付額を確定し、三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた補助決定者は、三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金請求書(様式第9号)により、補助金を請求するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助金を交付された補助決定者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象設備を、第9条の規定により補助金の交付額が確定した日から起算して5年経過する日までの期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の期間内に当該住宅の売却等の事由により、補助対象設備を処分する必要があるときは、あらかじめ三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付決定等の取消)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助決定者が、この要綱に違反した場合
- (2) 補助事業者が、この要綱に違反した場合
- (3) 補助事業者が、補助金を補助対象設備の設置以外の目的に使用した場合

(4) 虚偽の申請により補助金を交付された場合

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、補助金の全部又は一部の返還を請求する。

2 市長は、補助事業者が、第11条第2項の規定による承認を受けて補助対象設備を処分したときは、交付された補助金の全額又は一部について返還を請求することができる。

(状況報告等)

第14条 市長は、補助事業者に対し、市が取り組む省エネ設備に関する調査等について協力を求めることができる。

(重複受給)

第15条 補助事業者は、この要綱による補助対象設備に関し、他の同様の目的で交付される補助金等と重複して受給することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以降の補助金交付申請に適用し、同日前にあった補助金交付申請については、なお従前の例による。

3 この要綱の規定による改正前の三郷市住宅用省エネ設備導入促進事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者は、改正後の三郷市太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けたものとみなす。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年11月26日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年1月12日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。